

「公民館」の位置付けを維持する場合のメリット・デメリット

項 目		内 容
各種団体 から見た	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習を行う団体については、公民館が教育施設として維持されることから、より適した環境が維持される ・ 室使用に当たって優先性がある団体については、優先制度の維持が期待できる
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の地域集会施設と共通した使用ができない ・ 営利事業等の使用に制限がある
	課題	<p>→ 営利事業については、社会教育法に禁止条項があり、直接的な営利行為を認めることはできない (公民館と他の地域集会施設の違いについて、利用者の理解を得る必要がある)</p>
市長部局 から見た	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育行政の推進について、市民はもとより広く他都市へも示すことができる
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館が施設として使用できなくなった際の対応について見通しが持ちづらい
	課題	<p>→ 施設の老朽化に対しては、できるだけ建替えを抑制する考えとしていることから、対応について検討が必要</p>
教育委員会 から見た	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館事業と施設管理を密接に結びつけたきめの細かい取組が引き続き可能となる（共用部分まで含めた全館を事業に使用することが可能） ・ 公民館事業の拠点となる施設を維持できる ・ 社会教育行政の推進について、市民はもとより広く他都市へも示すことができる
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設が使用できなくなった際の対応について見通しが持ちづらい
	課題	<p>→ 公民館が使用できない場合、地域集会施設における社会教育活動の場を拡大するための取組を検討する必要がある</p>

「公民館」の位置付けを維持する場合のメリット・デメリット

項目	内容
----	----

「公民館」の位置付けを持たない場合のメリット・デメリット

項目	内容	
各種団体 から見た	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地域集会施設と共通した使用が可能となる ・営利事業等の使用が可能になることが期待できる 例：地域における経済性を伴う活動（地域住民が集うコミュニティカフェや郊外地域での学習格差を補填する私塾的活動等） 例：不特定多数の参加者を募集して行う学習＋収益活動（地場農作物を使った料理メニュー発表＋農作物の即売等） ・室使用に当たって優先性がない団体については、特定の団体を優先する制度がなくなることを期待できる
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・学習を行う団体については、社会教育法の位置付けを持たなくなることから、学習環境の低下を招くような室の使用への懸念が生ずる
	課題	→ 地域集会施設における生涯学習活動の振興を検討する必要がある
市長部局 から見た	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館だった施設が使用できなくなったときの代替策について、公民館事業の拠点を維持するため、教育委員会とともに多様な解決策を持つことができる
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育行政の推進について、市民をはじめ、他都市に対しても分かりやすく示すことが難しくなる
	課題	→ 地域集会施設における社会教育活動の場を拡大するための取組を検討する必要がある
教育委員会 から見た	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館だった施設が使用できなくなったときの代替策について、公民館事業の拠点を維持するため、市長部局とともに多様な解決策を持つことができる
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地域集会施設を使用するに当たり、公民館事業が当該施設ごとの取り決めにより左右されるおそれがある（例：葬儀ルール等） ・共用部分まで含めた全館を使用するような公民館事業の取組に対し、他の地域集会施設が対応できないおそれがある
	課題	→ 地域集会施設における社会教育活動の場を拡大するための取組を検討する必要がある